

調達要求番号： 4 S G 7 1 A P 0 0 0 0

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
令和6年度日米共同対艦戦闘訓練 (R I M P A C 2 4) 支援役務	1	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和6年4月 日
	変 更	
作成部隊等名	第5地対艦ミサイル連隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、令和6年度日米共同対艦戦闘訓練（R I M P A C 2 4）の支援役務(以下，“役務”という)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001 及び GLT-CG-Z500002 によるほか、次による。

1.2.1 技術資料等

当該演習弾の個別仕様書、製作図面及びその他の装備品等の生産に必要な事項などを記載した資料をいう。

1.2.2 A T プロシージャ

演習弾の構成品について、技術資料等から実施する機能試験の手順をいう。

1.2.3 L O T A T プロシージャ

演習弾の構成品について、技術資料等から実施する抜取破壊試験手順をいう。

1.2.4 A T レポート

演習弾の構成品について、技術資料等から実施した機能試験の結果をレポートとしてまとめたものをいう。

1.2.5 L O T A T レポート

演習弾の構成品について、技術資料等から実施した抜取破壊試験の結果をレポートとしてまとめたものをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定めた内容が優先するものとする。

(a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書
GGM-Y660001 12式地对艦誘導弾

(b) 法令等

- (1) 秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)
- (2) 特定秘密の保護に関する訓令(平成26年防衛省訓令第64号)

(c) その他

CH-00004 誘導武器品目共通検査等実施要領
(外注整備、技術援助役務を除く。)
GH-00001 誘導武器品目一般検査等実施要領

(d) 参考文書

健軍駐屯地経理規則 健軍駐屯地達 第10-2号

2 役務に関する要求

2.1 役務対象弾種

役務の対象となる弾種は、調達要領指定書によって指定する

2.2 役務内容

役務の対象となる内容は、次によるほか、細部は調達要領指定書によって指定する。

(a) 渡米前

- (1) AT及びLOT AT プロシージャ(案)の作成
- (2) AT及びLOT AT レポートサマリ(案)の作成
- (3) AT及びLOT AT レポート細部(案)の作成
- (4) 現地作業手順書(案)の作成

(b) 渡米後

- (1) システム全般の技術的統括・調整及び射場安全における実射行程の技術的
事項の補佐
- (2) 飛しようデータ解析指導
- (3) データ処理装置の操作指導、保守点検指導及び軽微な緊急修理
- (4) データ処理装置信号変換/記録装置の操作指導、保守点検指導及び軽微な
緊急修理
- (5) 発射緊急停止装置の操作指導、保守点検指導及び軽微な緊急修理

2.3 米国への技術支援提供者(派遣員)の資格

米国への技術支援提供者(派遣員)の資格は次による。

- (a) 派遣員は当該装備品等に関する技術支援を実施するために必要な専門的技術を有するものとする。

(b) その他必要に応じ、調達要領指定書によって指定する。

2.4 役務の実施要領

役務の実施要領は、次による。

(a) 渡米前

(1) AT 及び LOT AT プロシージャ(案)の作成

表 1「品目」の品目について、それぞれ AT 若しくは LOT AT プロシージャ(案)を作成し、提出するものとする。

なお、特に指定する場合は、調達要領指定書によって指定する。

(2) AT 及び LOT AT レポートサマリ(案)の作成

表 1「品目」の品目について、AT 及び LOT AT レポートサマリ(案)を作成し、提出するものとする。

なお、対象となる演習弾の製造番号は、調達要領指定書によって指定する。

また、特に指定する場合は、調達要領指定書によって指定する。

(3) AT 及び LOT AT レポート細部(案)の作成

表 1「品目」の品目について、AT 及び LOT AT レポート細部(案)を作成し、提出するものとする。

なお、特に指定する場合は、調達要領指定書によって指定する。

(4) 現地作業手順書(案)の作成

現地作業手順書(案)を作成し、提出する場合は、作業内容を調達要領指定書によって指定する。

表 1 一品目

番号	種別	品目
1	AT	指令受信装置
2		ワイヤハーネス(指令受信装置～信管間接続)
3	LOT AT	電池(指令受信装置用)
4		電池(計測装置用)
5	LOT AT 及び AT	ブースタ F T S
6		破壊薬用信管
7	LOT AT	破壊薬

(b) 渡米後

(1) 技術支援の対象装備品、日程、人員等は、調達要領指定書によって指定する。

(2) 派遣員は、検査官等の指示を受けて業務を行うとともに、図 1「作業記録(役務完了調書)」の様式に所要事項を記入し、検査官等の確認を受けるものとする。

(3) 指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

(c) 部品・材料

部品及び材料は基準等に規定されたものを使用するものとし、GGM-Y660001に定める条件を満足するものでなければならない。

2.5 役務の実施場所

役務の実施場所は、調達要領指定書によって指定する。指定した場所の変更などの必要性が生じた場合は、その変更について、契約担当官等に申請し、承認を得なければならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領によるほか、2.4(b)(2)による。

なお、特に定める場合は、調達要領指定書によって指定する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表2「提出書類」によるものとし、提出時期については、調達要領指定書によって指定する。また、提出書類の表2番号1～3は、英語版とする。

表2－提出書類

番号	名称	数量	提出先	備考
1	AT及びLOT AT プロシージャ(案)	各2部	第5地対艦 ミサイル連隊長 (第4科長気付)	
2	AT及びLOT AT レポートサマリ(案)	2部		
3	AT及びLOT AT レポート細部(案)	各2部		
4	作業記録(役務完了調書)	各2部	検査官	渡米後

4.2 技術者名簿

契約の相手方は、契約後、速やかに、技術者名簿を作成し、契約担当官等に提出するものとする。

なお、技術者は本役務を実施するために必要な専門的知識を有するものとし、技術者名簿に掲載される技術者を変更する場合は、速やかに契約担当官等に通知するものとする。

4.3 故障状況報告書

契約の相手方は、必要に応じ、故障の内容について図2の「故障状況報告書」を作成及び記録し、監督官の確認を受け、提出するものとする。

4.4 秘密保全

秘密保全などは、GLT-CG-Z500002の箇条6によるほか、秘密保全に関する訓令及び特定秘密の保護に関する訓令に基づく立入禁止区域に立入る場合は、訓令等に基づき、許可を受けて立入るものとする。また、業務の実施に際して直接、間接を問わず秘密に関する事項については、訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。

4.5 その他の必要事項

その他必要な事項については、GLT-CG-Z500002の箇条7による。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

作業記録（役務完了調書）				
実施年月日	令和 年 月 日 曜日		監督官	検査官
契約業者				
実施場所				
技術援助の区分				
派遣員の種類				
作業内容				
作業細部	実施時刻	工数	実施者名	必要事項又は所見

図 1－作業記録（役務完了調書）

故障状況報告書		契約番号	
		要求番号	
実施年月日		監督官	印
実施場所			
契約業者名		派遣員氏名	
関連文書 (発簡番号) (発簡年月日)			
報 生 事 項			

規格：J I S P 0 1 3 8 の A 4

記入要領など

- 1 本書は、故障探求などの報告のみに使用する。
- 2 本書は、派遣員自身で記入し、“作業記録（役務完了調書）”に添付する。
- 3 関連文書は、例えば事故報告の番号、件名、年月日などを記入する。
- 4 報告事項は、次に示す事項などを詳細に記入する。
 - (a) 調査又は試験によって判明した事項
 - (b) 原因又は推定原因
 - (c) 事後対策の参考など
- 5 試験成績表は、別紙として添付する。

図 2 - 故障状況報告書

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	4SG71AP0000
	調達要求年月日	令和6年4月00日
	作成部課	第5地対艦ミサイル連隊
	作成年月日	令和6年4月 日
品名	令和6年度日米共同対艦戦闘訓練（RIMPAC24） 支援役務	
仕様書番号	1	
指定事項		
2.1 役務対象弾種 役務対象弾種は、12式地対艦誘導弾とする。		
2.2 役務内容 役務内容は、次による。		
(a) 渡米前		
(2) AT及びLOT ATレポートサマリ(案)の作成		
(3) AT及びLOT ATレポート細部(案)の作成		
(b) 渡米後		
(1) システム全般の技術的統括・調整及び射場安全における実射行程の技術的事項の補佐		
(2) 飛しようデータ解析指導		
(3) データ処理装置の操作指導、保守点検指導及び軽微な緊急修理		
(4) データ処理装置信号変換/記録装置の操作指導、保守点検指導及び軽微な緊急修理		
(5) 発射緊急停止装置の操作指導、保守点検指導及び軽微な緊急修理		
2.4 役務の実施要領 役務の実施要領は、次による。		
(a) 渡米前		
(1) AT及びLOT ATプロシージャ(案)の作成 全品目除外する。		
(2) AT及びLOT ATレポートサマリ(案)の作成 製造番号 1508 破壊薬は除外する。		
(3) AT及びLOT ATレポート細部(案)の作成 破壊薬は除外する。		
(b) 渡米後		
(1) 技術支援の区分・対象装備品・日程・人員等 技術支援の区分、対象装備品、日程及び人員等は、次による		
(a) 技術支援の区分 技術支援の区分は、別表による。		

- (b) 対象装備品
 - (1) データ処理装置(DAE)
 - (2) 誘導弾(MSL)
 - (3) 発射緊急停止装置(FHU)
 - (4) その他実射訓練に使用する器材
- (c) 日程・人員等
日程及び人員等は、別表による。

2.5 役務の実施場所

- (a) 渡米前
契約相手方工場等
- (b) 渡米後
米国ハワイ州PMRF射場内

3 品質保証

作業時間及び監督官・検査官の指示事項は次による。

- (a) 渡米後における、1日の作業時間は8時間とする。
- (b) その他必要な指示事項は、監督官が指示する。

4.1 提出書類

提出書類の提出期限は、表2による。

表2—提出書類の提出期限

番号	名 称	提出期限
1	AT 及び LOT AT レポートサマリ(案)	令和6年6月21日まで
2	AT 及び LOT AT レポート細部(案)	令和6年6月21日まで
3	作業記録(役務完了調書)	令和6年7月13日まで

